

## (公財) 日本中学校体育連盟「特別賛助会員」加入のご案内

貴社には、ますますご発展のことと拝察いたします。

さて、本連盟には財団法人設立以来、特別賛助会員の制度を設け、「全国中学校生徒の健全な心身の育成、体力の増強及び体育・スポーツ活動の振興を図り、もって中学校教育の充実と発展に寄与することを目的」として、本連盟事業のご支援をお願いしております。

つきましては、趣旨のご理解を賜り、特別賛助会員加入のご案内を申し上げます。

### 記

1. 名 称 (公財) 日本中学校体育連盟特別賛助会員
2. 条 件 (公財) 日本中学校体育連盟の目的に賛同し、事業を後援する団体又は法人
3. 会 費 ①寄付(入会)金 500万円  
②年会費 15万円
4. 提 供 ①(公財) 日本中学校体育連盟名簿に搭載し、年会報、その他の情報を送付します。  
②規定により本連盟の会員とします。また、評議員に推薦します。
5. 特別賛助会員加入の申請と認可の流れ  
日本中体連へ入会意思表示(加入申請) → 日本中体連から要請書 → 特別賛助会員加入申請書提出 → 日本中体連で認可審議 → 認定書送付 → 契約書の交換 → 入会金及び年会費納入 → 公示・名簿搭載・評議員会案内・認定書の伝達
6. 別 添 (公財) 日本中学校体育連盟名簿 全国中学校体育大会一覽  
定款・規則・規程集
7. その他 ①貴社商品の推薦を本連盟から受けようとする場合は、「(公財) 日本中学校体育連盟物品等推薦要綱」により別契約となります。  
②貴社商品に(公財) 日本中学校体育連盟シンボルマークを使用する場合は、「(公財) 日本中学校体育連盟「シンボルマーク」使用規程」により別契約となります。  
③当法人は公益財団法人(特定公益増進法人に該当)として認定を受けております。納入頂いた賛助会費は当法人の主たる目的である業務に使用しますので、法人税法第37条第4項該当の特別損金算入限度額の寄附金として損金算入(又は所得税法第78条該当の寄附金控除)の対象となります。